

ディスポーザ排水処理システム維持管理制度 2020年改訂について

(維持管理技術者講習、技術者・技術者補登録)

1. 背景

ディスポーザ排水処理システム（以下 DSP 排水処理システムとする）は、1998 年（平成 10 年）に旧建設省下水道部から「適切に維持管理される限りにおいて下水道に接続する排水設備として適切である」との事務連絡が地方公共団体に発せられ、下水道法上の排水設備としての位置づけが明確にされました。（図 1 参照）

しかし本システムの維持管理について、技術基準や技術者資格が法令化されませんでしたので、当協会では 2004 年より関係機関と連携して、維持管理を行う仕組みを構築し運用を始めました。

2. 維持管理技術者・業者登録の仕組み

維持管理技術者・業者登録は、DSP 排水処理システムを適切に維持管理するための技術レベルを一定以上に保持・向上させることを目的としております。

そのため、DSP 排水処理システムの維持管理を行おうとする業者は、当協会に登録した維持管理技術者が 1 名以上在籍していることを条件として業者登録し、5 年ごとの審査を受け更新して参ります。

また、当協会に登録できる維持管理技術者は、下水道技術検定合格者、浄化槽管理士、公害防止管理者、環境計量士、管工事施工管理技術士等の難度の高い資格を有し、当協会の講習会を受講して修了試験に合格した者といたしました。

さらに、当協会に登録した維持管理技術者は、5 年ごとに当協会の講習会を受講し DSP 排水処理システムの最新技術や、関連する法令、認証等の動向を確認し、在籍業者に持ち帰り維持管理技術の向上に貢献するものとなりました。

その結果、2018 年までの 14 年間で DSP 排水処理システム維持管理業者が 82 社、維持管理技術者が 185 名登録されるまでに至りました。

3. DSP 排水処理システム維持管理技術者補の新設

以上より、DSP 排水処理システムの維持管理を行う業者の枠組みと、維持管理技術を牽引する仕組みができましたが、当初の目的達成には、実際に現場で作業を担う技術者のレベルアップが必要となります。

そこで、図 2 に示すように当協会への登録時の資格を不要とした維持管理技術者補を新設し、当協会の講習会等を通じ維持管理技術の向上を進めて参ります。

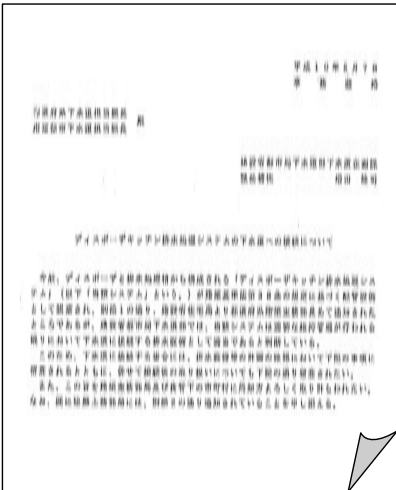


図 1 旧建設省事務連絡例

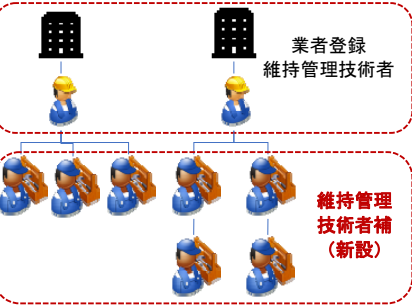


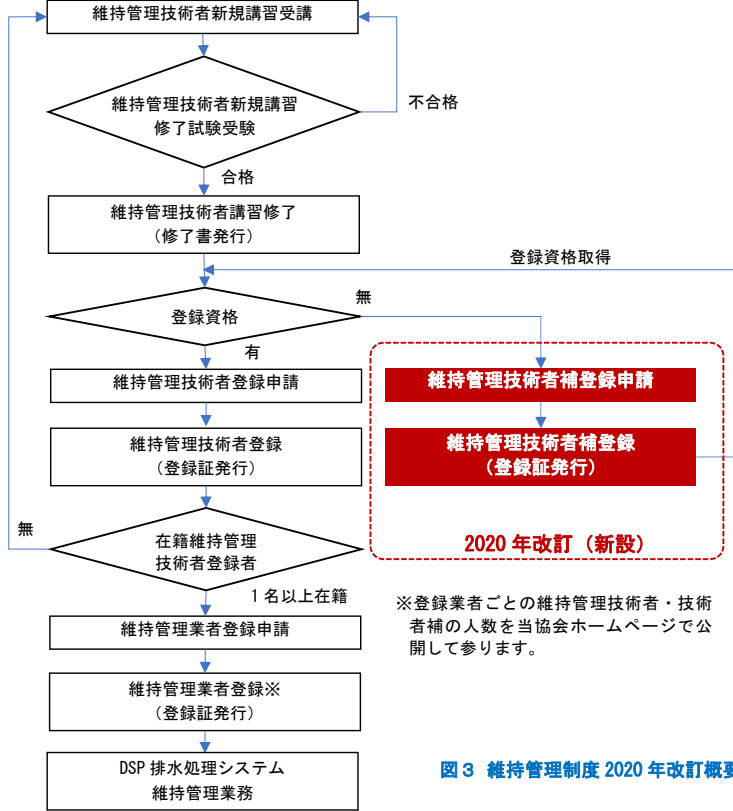
図 2 維持管理技術者補の位置づけ

4. DSP 排水処理システム維持管理制度 2020年改訂の概要

2020 年から開始される新しい DSP 排水処理システムの維持管理制度の改訂概要を図 3 に示します。維持管理技術者の登録に関する主な変更点当は下記のとおりです。

- (1) 維持管理技術者講習会の受講資格は定めない。
 - (2) 維持管理技術者新規講習会は、毎年 5 月の定期開催とする。
 - (3) 維持管理技術者補は所定資格を取得した段階で、維持管理技術者に移行できる。
- (1) について、維持管理技術者講習会の受講資格を不要とすることを明文化し、広い人材に対して DSP 排水処理システムに関する新技術や認証、法令の動向を共有いたします。
- (2) について、実際に維持管理業務を担っている技術者の参加が容易なように、維持管理技術者新規講習会を毎年 5 月の定期開催といたしました。
- (3) について、維持管理技術の向上とともに、難度の高い登録資格に挑戦する動機づけとなりますように、維持管理技術者への移行の仕組みを創設いたしました。

なお、DSP 排水処理システム維持管理制度 2020 年改訂に関する講習会申し込みや登録料等の詳細は、別途当協会ホームページでご確認いただきますようお願い申し上げます。



※登録業者ごとの維持管理技術者・技術者補の人数を当協会ホームページで公開して参ります。

図 3 維持管理制度 2020年改訂概要